

千葉県報

定例
令和4年2月14日

主要目次

- 特定計量器の定期検査の実施
- 土地改良区定款の変更認可(二件)
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 令和三年千葉県告示第三百四号の一部を改正する告示
- 道路区域の変更(三件)
- 建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定
- 土地改良区役員の退任及び就任

告示
六五四四二二一

千葉県告示第五十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行うこととした定期検査を除く。以下において同じ。)

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
旭市	令和四年五月十日	旭市萩園一、八〇〇番地 旭市役所飯岡庁舎	午前十時三十分から午後三時まで
	令和四年五月十一日	旭市二の一、九二〇番地 旧旭市役所第二分館	"
	令和四年五月十二日	"	"
	令和四年五月十三日	"	"
	令和四年五月十六日	旭市高生一番地 旭市役所海	"

市原市	我孫子市	山武郡横芝
令和四年五月十七日	令和四年五月二十日	令和四年五月十九日
旭市南堀之内一〇番地 旭市千漣公民館	我孫子市中里八一番地の三我孫子市湖北地区公民館	山武郡横芝光町宮川一、九
午後一時三十分から午後三時まで	"	"
令和四年四月十一日	令和四年五月二十日	令和四年五月三十日
市原市平野五八三番地の三市原市役所加茂支所	我孫子市我孫子一、八五八番地 我孫子市役所	"
午前十時三十分から午後三時まで	"	"
令和四年四月十二日	令和四年四月二十日	令和四年四月二十日
市原市南国分寺台一丁目二番地六 市原市立国分寺公民館	"	市原市八幡二〇番地 市原市教育センター
午前十時三十分から午後三時まで	"	"
令和四年四月十三日	令和四年四月二十日	令和四年四月二十日
市原市姉崎二、一五〇番地一 市原市立姉崎公民館	市原市牛久五二〇番地一 市原市立南総公民館	市原市立五井公民館
"	"	"
令和四年四月十四日	令和四年四月二十日	令和四年四月二十日
市原市下野九〇番地一 市原市立津公民館	市原市立五井公民館	市原市立五井公民館
"	"	"
令和四年四月十五日	令和四年四月二十日	令和四年四月二十日
市原市海士有木二三五番地一 市原市三和コミュニティセンター	市原市立五井公民館	市原市立五井公民館
"	"	"
令和四年四月十八日	令和四年四月二十日	令和四年四月二十日
市原市有秋台西一丁目三番地二 市原市立有秋公民館	市原市立五井公民館	市原市立五井公民館
"	"	"
令和四年四月十九日	令和四年四月二十日	令和四年四月二十日
市原市辰巳台西三丁目一四番地一 市原市立辰巳公民館	市原市立五井公民館	市原市立五井公民館
"	"	"

芝光町	日	〇二番地	山武郡横芝光町役場
	令和四年五月二十日	"	"
	令和四年五月二十三日	"	"

備考

- 一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
 - 二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。
 - 三 新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、予定どおり定期検査を実施することが困難と認められるときは、当該定期検査を中止する場合がある。この場合には、千葉県のホームページ等において公表する。
- 二 計量法施行令第十条第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。)

検査区域	検査区域	検査期間	検査場所
銚子市、館山市、茂原市、成田市、旭市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、富里市、香取市、山武市及び大網白里市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町並びに長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町		令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	特定計量器の所在の場所

三 計量法施行令第十条第二号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。)

検査区域	検査区域	検査期間	検査場所
千葉市、市川市、船橋市、松戸市及び柏市を除く県の区域		令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	特定計量器の所在の場所

千葉県告示第六十号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、南房総市岩井土地改良区の定款の変更を令和四年二月一日付けで認可した。
 令和四年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第六十一号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、木戸川土地改良区の定款の変更を令和四年二月三日付けで認可した。
 令和四年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第六十二号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一条第二項の規定により、固定式刺し網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。
 令和四年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容	漁業種類 固定式刺し網漁業 推進機関の馬力数 定めなし 漁業時期 周年	操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	旭市見広通称雷神様の山(北緯三十五度四十三分三十一秒東経百四十度四十二分八秒(日本測地系)にあつては、北緯三十五度四十三分十九秒東経百四十度四十二分二十秒)と同一市岩井通称不動様の山(北緯三十五度四十五分十三秒東経百四十度四十一分十七秒(日本測地系)にあつては、北緯三十五度四十五分一秒東経	この項及び二の項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 二十三隻
-----------	--	------------------------------------	---	---------------------------------------	----------------------------

五 三 の	共同漁業権共第三十八号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第三十八号の組合員行使権者	二隻
三 の	共同漁業権共第四十五号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域の海面	共同漁業権共第四十五号の組合員行使権者	三十隻
三 の	共同漁業権共第四十八号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域のうち、勝浦市浜勝浦と同市川津との境界から同市墨名と同市串浜との境界に至る地先の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第四十八号の組合員行使権者	一隻
二 三 の	共同漁業権共第四十八号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域のうち、勝浦市浜勝浦と同市川津との境界から同市墨名と同市串浜との境界に至る地先の区域を除く区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第四十八号の組合員行使権者	二十五隻
三	共同漁業権共第五十二号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第五十二号の組合員行使権者	二十六隻
二	山武郡横芝光町栗山川河口中心点百四十度の線及びいすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱(漁業権基点北一号)正東の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。	一の項及びこの項の操業区域の欄に掲げる地域に住所を有する者	十一隻
三 の	うち、南房総市白子及び千倉町瀬戸地先の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第三十八号の組合員行使権者	一隻
六 三 の	共同漁業権共第三十八号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域のうち、南房総市千倉町北朝夷及び千倉町南朝夷地先の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第三十八号の組合員行使権者	一隻
七 三 の	共同漁業権共第三十八号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域のうち、南房総市千倉町忽戸地先の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第三十八号の組合員行使権者	二隻
八 三 の	共同漁業権共第三十八号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域のうち、南房総市千倉町千田及び千倉町平磯地先の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第三十八号の組合員行使権者	一隻
九 三 の	共同漁業権共第三十八号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域のうち、南房総市千倉町白間津及び千倉町大川地先の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第三十八号の組合員行使権者	一隻
十 三 の	共同漁業権共第二十号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第二十号の組合員行使権者	五隻
十一 三 の	共同漁業権共第十三号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第十三号の組合員行使権者	六十隻
十二 三 の	富津市富津岬突端(北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十八分四十七秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点)及び神奈川県横浜市内本牧鼻	共同漁業権共第九号(平成二十五年九月一日免許)の組合員行使権者	二隻

<p>5 船舶の総トン数</p> <p>4の表の一の項及び二の項の操業区域の欄に掲げる操業区域において操業する船舶にあつては五トン以下、4の表の三の項から三の十六の項までの操業区域の欄に掲げ</p>	<p>三の十六 市川市地先海面。ただし、共同漁業権漁場を除く。</p> <p>共同漁業権共第一号(平成二十五年九月一日免許)の組合員行使権及び共同漁業権短共第一号(令和三年九月一日免許)の組合員行使権を有する者</p> <p>五十三隻</p>	<p>三の十五 船橋市から袖ヶ浦市に至る地先海面。ただし、共同漁業権漁場を除く。</p> <p>共同漁業権短共第二号(令和三年九月一日免許)の組合員行使権及び共同漁業権短共第三号(令和三年九月一日免許)の組合員行使権を有する者</p> <p>四十一隻</p>	<p>三の十四 共同漁業権共第七号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域の外縁に接する海面及び袖ヶ浦市地先海面</p> <p>共同漁業権共第七号の組合員行使権者</p> <p>二十六隻</p>	<p>三の十三 富津市富津岬突端(北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点)及び神奈川県横浜本市本牧鼻突端とを順次結んだ線以北の富津市地先海面</p> <p>共同漁業権共第八号(平成二十五年九月一日免許)の組合員行使権者</p> <p>十六隻</p>
---	---	---	---	---

る操業区域において操業する船舶にあつては三トン以下。ただし、次のいずれかに該当する場合は、十トン未満とする。

(一) 共同漁業権漁場の区域において固定式刺し網漁業を操業した実績を有する者が当該漁業を営む場合

(二) 所屬する漁業協同組合が有する共同漁業権の内容に固定式刺し網漁業が含まれていない場合にあつては、当該漁業の許可を受け、操業した実績を有する者が当該漁業を営む場合

(三) (一)又は(二)に規定する者が共同経営化又は法人化する場合

(四) (一)又は(二)に規定する者のために当該漁業に従事する者が自立する場合

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年二月十四日から三月十五日まで

千葉県告示第六十三号

令和三年千葉県告示第三百四号(知事管理漁獲可能量)の一部を次のように改正する。

令和四年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 2の表三の項中「一五・〇トン」を「〇・三トン」に改め、同表四の項中「〇・五トン」を「一六・二トン」に改め、同表七の項中「二一・五トン」を「〇・二トン」に改め、同表八の項中「七・六トン」を「三〇・八トン」に改め、同表十一の項中「一〇・〇トン」を「〇・〇トン」に改め、同表十二の項中「四・五トン」を「一五・四トン」に改め、同表十五の項中「一・三トン」を「四・三トン」に改め、同表十六の項中「三・四トン」を「一・五トン」に改める。

二 2の表三の項中「二八・三トン」を「一九・三トン」に改め、同表四の項中「二四・八トン」を「二三・八トン」に改め、同表七の項中「二・六トン」を「〇・〇トン」に改め、同表八の項中「一・〇トン」を「三・六トン」に改める。

千葉県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和四年二月十四日から三週間、縦覧に供する。

令和四年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道

二 路線名 八日市場佐倉線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長